

第2次東浦町地域福祉計画について

1. 概要

第2次東浦町地域福祉計画は、「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」に関する福祉の分野別計画における共通事項を定めるもので、上位・基盤計画として位置づけられています。

平成28年3月に策定した第1次東浦町地域福祉計画を引継ぎ、令和4年度から令和8年度までを計画期間として、“「あんき」に暮らせるまち 東浦”を基本理念に、すべての人が生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進します。

2. 趣旨

国の制度改正や社会情勢の変化等を踏まえ、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域で支え合い、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進するため、第2次東浦町地域福祉計画を策定します。

3. 背景

高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていく上での課題は、複雑化・複合化してきています。

このような状況の中で、高齢者の孤独死、高齢者世帯による老々介護、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待等が社会問題となっており、地域のつながりや、コミュニティの役割の重要性が見直されています。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）」を制定し、「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重要的支援体制整備事業の推進など、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な指針を示しています。

4. 実施機関の考え方

第2次東浦町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定するものです。

地域共生の実現に向けた地域福祉を総合的に推進していくために、まちづくりの最上位計画である第6次東浦町総合計画、福祉の分野別計画、その他の関連計画等と連携し、整合性を図ります。

また社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」との整合性を図った計画として策定します。